

不妊治療（先進医療）費等助成事業のご案内

七飯町では、医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療の費用と治療に伴う交通費の一部を助成しています。

1. 対象となる方（次の全てに該当する方）

- ・夫婦いずれかが七飯町内に住民登録していること（事実婚関係にある方も含む）
- ・治療を開始した日の年齢が、女性が43歳未満であること
- ・治療を開始した日が令和5年4月以降であること
- ・町税等を滞納していないこと
- ・当該不妊治療について他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと

2. 助成内容・回数

〔治療費〕

1回の治療費のうち35,000円を上限に助成

女性：40歳未満（1子ごとに6回まで）

40歳以上42歳以下（1子ごとに3回まで）

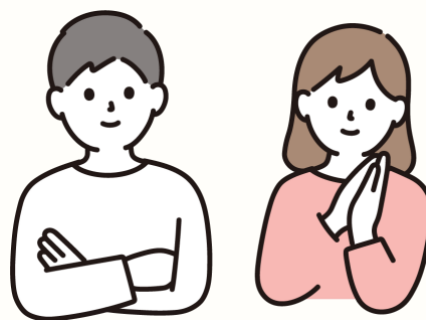
男性：1子ごとに1回まで

〔交通費〕

距離に応じて助成額が変わります（自宅から病院まで片道25km以上）

1回の治療に対して5回まで

※対象となる検査・治療、交通費の助成額の詳細については申請書をご参照ください。



3. 申請に必要なもの

- ・不妊治療（先進医療）費等助成事業申請書
- ・不妊治療（先進医療）費等助成事業受診証明書
- ・住民票謄本（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・（事実婚の方）申立書
- ・検査・治療費の領収書と明細書の原本
- ・交通費の領収書等

4. 申請期限

治療の翌年度5月末日まで



（お問い合わせ）

〒041-1111

七飯町本町6丁目1-5 七飯町健康推進課母子保健係（七飯町保健センター内）

TEL:0138-66-2522